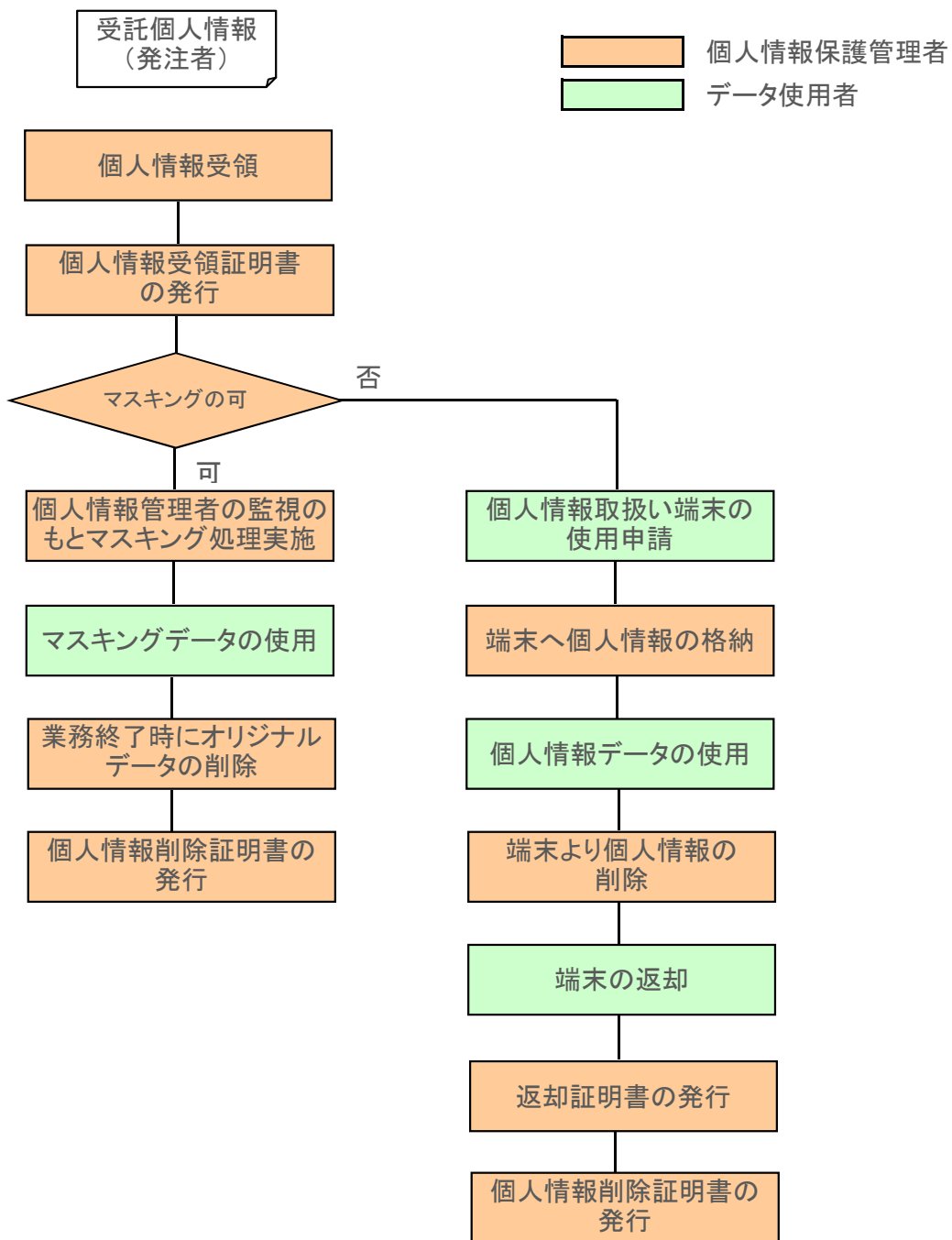


受託個人情報の取扱方法

- ① 個人情報取扱い専用端末を使用する(端末の仕様要件については「端末要件」参照)
- ② 専用端末の管理は個人情報保護管理者の管理のもと厳重に保管するものとする
- ③ 専用端末使用には使用申請書を個人情報保護管理者に提出する必要がある
- ④ 使用後は個人情報保護管理者の監視のもと、データの削除を行う
- ⑤ 個人情報保護管理者は使用後の端末に個人情報が残存していないことを確認し、返却証明書を発行すること
- ⑥ 案件終了時に個人情報保護責任者は残存データが全ての場所に存在しないことを確認し、個人情報削除証明書を発行

【 個人情報を含むデータ取扱いフロー 】



※上記フローは発注先より特に指示がある場合はそちらを優先する

【個人情報取扱い端末「端末要件」】

個人情報取扱い端末は以下の要件を満たしたものでなければならない。

- ① ウィルス対策ソフトウェアが適切にインストールされていること
- ② 外部記憶装置へのコピー不可対策がされていること
- ③ HDDパスワード、OSパスワードを適切に設定されていること
- ④ 削除されたファイルを復活させることができない削除方法が用意されていること
- ⑤ 盗難防止対策が行われていること(ワイヤーロック等)
- ⑥ 施錠されたキャビネット等で保管すること

【個人情報へのアクセス】

個人情報の保管されたデータへのアクセスは必ず個人情報保護管理者を通して行なわなければならない。ただし、業務遂行上で必要な場合は「個人情報を含むデータ取扱いフロー」に従ってアクセスを許可する。